TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL: http://www.tmha.net / E-mail: tmha@mri.biglobe.ne.jp

関

東京都病院協会 医療共済制度 引受保険会社

メットライフ生命

2015年(平成27年)8月24日

第 220 号

社会医療法人社団慈生会等潤病院

理事長

伊

藤

雅

中

医

療 事

調

毎月1回 定価200円(会員購読料は会費含む)

月1日より施行される運びとなってい 規則)と医政局長通知が発出され、 検討会」における報告書が公表され、 4年6月25日に公布された「医療介護 5月8日に厚生労働省令(医療法施行 により創設されました。 総合確保推進法(第6次改正医療法)_ 今回の医療事故調査制度 「医療事故調査制度の施行に係る 15年3月20日 は 2 0 1 10

〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 12 階

とします。 見直しの要点を中心に述べてみること されていません。 院内規定や医療安全組織体制の整備・ な考え方とともに、早急に整備すべき **査制度の開始まで、僅か1カ月しか残** 本会報が発行されてから医療事故調 本稿ではその基本的

言えます

パラダイムシフト 医療事故調査制度

発行所:一般社団法人東京都病院協会/発行人:河北博文

俎上にのぼっては消えて行ったことは もの長きに及びますが、 医療安全の向上・ 知の事実です。 医療事故調査制度の議論は10年以上 この最大の原因は、 再発防止」 多くの試案が を目的

> とした で実現しようとしたところにありま 推奨の「学習モデル」と、 という当該医療者の処分・非難を目的 としたWHOドラフトガイドライン※ 「懲罰モデル」 を、 1つの制度 「責任追及

雅史

伊藤

医療人の良心が「懲罰モデル」の紛争 された、「学習モデル」を願う純粋な 療安全の向上・再発防止を目的とした の幻想に、 任を免れることができると言う医療者 よって警察・検察からの追及や法的責 係者が未だ推奨する「大綱案」で懸念 では長期間の議論を要しましたが、大 外国では既に常識の事であり、 の場で蹂躙される危険性と、 いなる前進と評価できます。一部の関 イムシフトが起こりました。これは諸 学習モデルに特化」するというパラダ 今回の医療事故調査制度では、 への届出と医療専門家による調査に 完全に終止符が打たれたと 第三者機 わが国

省略されているため、 通知は要点のみで、 を確認することをお勧めします。 27年厚生労働省令第100号」の全文 医師会や病院団体に発出された省令・ については、 る必要があります。 令などを遵守した院内体制の整備を図 した上で、医療法、ガイドライン、省 このパラダイムシフトを十分に理解 本医療法人協会 なお、厚労省から 一部重大な内容が 官報にて「平成 ②カルテにその記載がある、 いたと判断できる、

「予期しない死亡」とは、

(2)practice.net/)を参照して下さい ウンロード http://insuring-medical-の医療を守る会」ホームページよりダ

> 関係者は速やかに管理者に報告する体 うな事例が発生した場合には、

現場 このよ

制を構築するとともに、

管理者はそれ

事故調運用ガイドライン」

最終報告書

2015

へるす出版・予定。

「現場

決定は管理者が判断します。 ^れにも該当しない」場合であり、

立ち上げて原因分析を行い、 査・支援センター 遺族に概要を説明し、 (以下、

医療事故調査の対象

(3)

ます。 令の正しい理解が必要です。 理は含まない」ことなど、 は問わない」ことや「単なる療養・管 を満たすと「管理者が判断したもの」 すると疑われる死亡又は死産であっ 者が提供した医療に起因し、又は起因 では「当該病院等に勤務する医療従事 に限定されます。更に、「過誤の有無 しない」と「医療に起因する」の両者 予期しなかったもの」と定義されてい 医療事故調査の対象は、 当該管理者が当該死亡又は死産を 従って、報告の対象は、 医療法や省 改正医療法 「予期

能性を「①患者や家族に説明していた、 の聞き取り調査で関係者が予期して 以上の3条件の 、③関係者 死亡の可 ます。 が、 門業務部門を設置することができます 来業務)、特化 に欠ける組織に陥る危険性も有してい 業務を分散させて担当(ライセンス本 そのような体制は協調性、 社会的に問題となる重大な事故

報告対象症例発生時の流れ

歴監査を行い、

医療事故調査を行う必

要があるかどうかを自ら判断すること

ら報告例に限らず全ての死亡症例の病

れになります をセンターに最終報告すると共に遺族 事故に対する十分な対応を行った後 項で述べる対象症例が発生した場合、 して報告書を医療機関に戻すという流 に発生報告し、院内事故調査委員会を 詳細は紙面の関係で省きますが、 センターはそれを独自に検討 医療事故調 センター) その結果 次

が勧められます (4)中小規模病院の医療安全組

はなく、 過程は実際の診療の過程と変わること 故の原因分析と予防策の策定・実践の 小規模病院や診療所では無理であると 事故調査について、会員病院に多い ができます。 模や体制に関係なく実施可能という事 他院への協力要請・紹介を含めて、 の指摘が聞かれます。 医療事故調査制度の根幹となる院内 個人かチームか、 しかし、 自院完結か 医療事

関係なく、 って行動せざるを得なくなったので 行わなければなりません。 明などが、管理者の判断と責任により 報告内容、 支援団体への協力要請、 べき医療事故の決定、院内調査の実施 めて大きくなりました。即ち、 医療機関管理者の果たすべき責任が極 本制度の特徴の一つとして 管理者が主体的に責任を持 報告書の作成、 センターへの 施設規模に 遺族への説 報告す

確かに施設の規模が大きくなると、 (専従・独立) した専 柔軟性

が大規模病院において発生し続けてい

退職により組織に穴が発生する危険性 ることは、このことを裏付けています。 があり、継続性の担保が課題と言えま ことも指摘できます。ただし、職員の の決断・対応も速やかにできるという 性はむしろ高いために、重要な問題へ 理体制も小規模で済み、協調性や柔軟 得ませんが、規模が小さければその管 兼務する少数精鋭の組織とならざるを 方、中小規模病院では複数の役割を

(5)院内諸規則の整備

今回の医療事故調査制度は学習を目

関係した医療従事者に責任追及が及ば す。そのためには、医療機関としての 的とした医療の質向上に特化したもの しや整備が必要となります。 性を確保するため、院内諸規則の見直 自立性・自律性を確立すると同時に、 十分な検討が行われる必要がありま であるため、原因分析や医療安全への 非懲罰性、非識別化・秘匿

直しを含め検討します。特に医療安全 う、非開示特約を明示しておく必要が 使用し外部に対しては開示しないとい 活動資料は院内医療安全の目的のみに 本人等確認法、開示請求方法と非開示 程の整備があり、開示請求者の範囲や 重要と思われるものにカルテ開示規 費用等について、従来規定の見

置にとどめることも明示します。 訓戒、再教育、研修などの再発防止措 指揮監督を中心としつつ、厳重注意、 戒処分は行わないものとし、具体的な 責任を理由とした関係職員に対する懲 非懲罰性に関しては、事故等発生の

> 外表異状で判断)を超える」院内規定 除された「医師法21条(異状死体届出) 検案書)記入マニュアルでその旨が削 例は所轄警察署に届け出る」などです。 事故場合は所轄警察署に届け出る」 拠のない記載は削除します。例えば、 厚労省平成27年度版死亡診断書(死体 「初診患者で来院後24時間以内の死亡 「医療過誤またはその疑いによる死亡 医療安全管理指針も見直す必要があ 特に警察への届け出については根

事案の公表や記者会見等の実施基準 です。更に、不特定多数に向けた個別 令要約には記載されていない重大事項 務付けられました。これは厚労省の省 に係る医療従事者の匿名化だけではな 今回の医療事故調査では、事故報告 「非識別化」が、省令に明示的に義 省令違反とならないよう見直す必 他の情報を照合しても識別されな

(6)院内事故調査委員会

であり、センターや支援団体はこれを 自律性を重視する院内事故調査が中心 療事故調査制度は医療機関の自立性と 処罰権限を有する官庁からの独立(独 は、既述の非懲罰性・秘匿性に加えて 支援・補充する役割となります。 「学習のための医療事故調査制度」に WHOドラフトガイドラインでは が必要としています。今回の医

性の名目のもとに外部に調査を委託す て自力で行うことが重要であり、中立 密着しそれに則した調査を、原則とし 発防止が目的であるため、医療現場に 院内事故調査は医療安全の向上・再 ば解決するという訳ではありませ

> 組織として設置することが肝要となり 委員会は、医療安全管理委員会の下部 そして、調査を行う院内事故調査

項目やその密度、調査主体・委員選任 召集することが推奨されます。調査内 を決定するため、管理者が事例ごとに 施設の事情を考慮し事案に応じて調査 容は管理者がセンターへ報告する基礎 すなわち、院内事故調査委員会は

> 別組織として院長直轄の紛争対策委員 全の確保という趣旨とは異なるため、 や医療過誤への謝罪・補償は、医療安 ります。なお、患者遺族との紛争解決 そこで再発防止策を検討することとな 常設の医療安全管理委員会に報告し、 資料となると同時に、上位組織である 会等を設けて対応するべきと考えられ

マイナンバー制度の紹介と 事業所の取り組み概要

株式会社ビジネスブレイン太田昭和 コンサルティング統括本部 シニアパートナー

寺田

茂氏

寄

稿



茂氏

寺田

保護についてより適正な対応が求めら 法人がマイナンバーを含む個人情報の れるようになります のなかで、これまで以上に幅広い層の 1月からの利用開始という大きな動き 今年10月のマイナンバー通知、来年

得・管理・廃棄」や「安全管理措置 る最新情報を把握しつつ、「番号の取 の段階にとどまっているところも多 いては、情報収集や職員への制度周知 ところが、実施主体である法人にお 短期間内で各関係機関から出され セ

> かなければならない段階となってきて 式を整備し、具体的な対応を進めてい キュリティ対策)」に関する規程や書

するセミナーを9月9日に開催しま 円滑な対応促進を短期間で準備できる イナンバー対応への意識啓発と法人の 礎情報と先行法人の事例を含めて解説 となる対策について、マイナンバー基 ように個々の法人が実務において必要 このため、東京都病院協会では、

はじめに

り組み概要を下記に解説致します。 マイナンバー制度の紹介と法人の取

1 マイナンバー制度の施行

するための番号の利用等に関する法律 (2013年5月31日公布)、国民一人 (マイナンバー法)」の成立により 人にマイナンバーが15年10月から通 行政手続における特定の個人を識別

> ます。 知され、 16年1月から利用が開始され

2 個人番号、法人番号 マイナンバー法の概要と

①マイナンバー法(社会保障税番号制 度)の概要

②個人番号の概要 実現することを目的とした社会保障・ 税番号制度(マイナンバー制度)です。 って利便性の高い公平・公正な社会を 度の効率性・透明性を高め、国民にと マイナンバー法は、社会保障・税制

通知されます 住者等の外国籍の方にも同様に指定・ 住民票を有する中長期在留者や特別永 票を有する国民全員に1人1つ指定さ 個人番号は、12ケタの番号で、 、市区町村から通知されます。また、 住民

③法人番号の概要

定され、国税庁から通知されます。 登記法人などの法人等に1法人1つ指 法人番号は、13ケタの番号で、 設立

3 法人の対応業務 マイナンバー法と

り扱うことになります。 れる範囲内でのみ、マイナンバーを取 は 成、提出などの事務において必要とさ マイナンバーを記載すべき書類の作 マイナンバー法の施行に伴い、 「個人番号関係実務実施者」として、

取り扱うことになります。 2条13項)として、各種業務において 必要とされる範囲内でマイナンバーを 人は、「個人番号関係事務実施者」(法 マイナンバー法が施行されると、法

定 ここでいう各種業務とは、 (法9条3項) によってマイナンバ 法令の規

要となる業務を指しており、 厚生年金保険法 法令としては健康保険法、 また、弁護士や税理士、社会保険労 を記載した書面 雇用保険法などです。 租税特別措置法、 の作成 ・提出等が必 相続税法、 該当する 所

生した場合の支払調書へもマイナンバ ーの記載が求められます。 務士などの外部委託先への報酬、 マイナンバー(個人番号)の漏えい マイナンバー法と罰則 株主への配当などが発 不動

され、その漏えいには重い罰則が科さ を含む個人情報は「特定個人情報」と めることになりますが、 全な情報管理対策が求められていま には厳しい罰則が定められており、 行政手続き関係の書類作成にあたっ 各職員にマイナンバーの提出を求 マイナンバー 万

ませんでした。 行為者とともに、 用人等が違反行為をしたときは、その に対しても、 法人の代表者、 直罰規定は個人情報保護法にはあり 罰金刑が科されます 管理者、 その法人又は事業主 代理人、 使

罰する直罰規定が設けられています。 する行為や不正な利益を得る目的で個 人番号を提供又は盗用した場合は直接 た者に対する罰則 正当な理由なく特定個人情報を提供 特定個人情報等を不正に漏えいし

個人番号利用事務等に従事する者 ファイルを提供した場合(4年以下 一懲役又は200万円以下の罰金 正当な理由なく、 特定個人情報

> あれば実刑判決となる可能性もありま 猶予になりませんので、 懲役の言い渡しがあると初犯でも執行 年以下の懲役とは、 3年を超 える

年以下の懲役又は150万円以下の 番号を提供し又は盗用した場合 個人番号利用事務等に従事する者 不正な利益を図る目的で、 併料あり) 個人 3

得した者に対する罰則 不正な手段を用いて個人番号を取

年以下の懲役又は150万円以下の 取 迫する行為により、又は、 人を欺き、人に暴行を加え、 により個人番号を取得した場合 施設への侵入、不正アクセス等 財物の窃 人を脅 3

号カードの交付を受けた場合(6月 偽りその他不正の手段により個人番 指導に反した者に対する罰則 以下の懲役又は50万円以下の罰金) 特定個人情報保護委員会の監督

以下の罰金 受けた者が、 特定個人情報保護委員会から命令を (2年以下の懲役又は50万円 委員会の命令に違反し

円以下の罰金 料提出をした場合、検査拒否等があ った場合(1年以下の懲役又は50万 かった場合、 し、報告若しくは資料の提供をしな 特定個人情報委員会による検査に際 虚偽の報告、 虚偽の資

た法人等に対する罰則 使用人等に対する監督責任を怠っ

法人の代表者、 の 事業主に対しても、 行為者とともに、 |人等が違反行為をしたときは、 管理者、 その法人または 罰金刑が科され 代理人、 そ 使

事案が悪質で (個人番号) ます。

の通知までに法人としての体制を講じ ることが必要となります ・の取り扱いに細心の注意を払い、管 そこで、法人としては、 に万全を期すために、 マイナンバー マイナンバ

個 業務の洗い出しと番号法と 人情報保護法対応の業務改善

5

マイナンバーが関わってくる業務の洗 わる部門で横断的な対策チーム作り、 などマイナンバーに関連する業務に携 ・出しを行います。 事 総務、 経理、 法人内システム

備します の実務とは異なる事務作業が発生する フローを検討し、 準備しておきたい規程・書式類とし で、必要業務の洗い出しができたら 人情報保護法と番号法に即した業務 マイナンバーを取り扱う際は、 マニュアルとして整

個

特定個人情報に関する法人の基本方 個人情報保護法と番号法に準拠した

業務改善後の個人情報・個人番号取

時: 平成27年10月28日(水)午後2時~4時

マ:「災害時の医療体制と災害トリアージについて」

師:大桃丈知先生(白鬚橋病院院長・急性期医療委員会委員)

会員4,000円、非会員8,000円(当日、会場にて支払い) 員: 先着100名(定員を超えた場合のみご連絡いたします)

東京都病院協会事務局(☎03-5217-0896)

場:東医健保会館(JR信濃町駅 徒歩5分)

・災害医療体制についての概説 ・1次トリアージの具体的な実施方法

:病院職員(事務職員を含む)

ては、次のものがあげられます。

法人内体制の整備 個人番号取扱い担当者の特定個 報の取扱いに関する誓約書 安全管理措置対

医療・トリア-

法人は、2015年10月のマイナン ー制度開始までに、 特定個人情報等

В

会

対

罰則が科されます。 をした本人だけでなく法人にも厳しい 削除についても厳格に決められてお マイナンバー法では、マイナンバー 法令に違反した場合には違反行為 の収集、利用、保管、 廃棄 るための準備として、

クは何か、 特定個人情報等の範囲、 報システムの改修・整備、 に備える必要があります。

制の整備など、マイナンバー制度導入 教育研修、業務プロセスの見直し、 ことが求められます。 体化するための取扱規程等を策定する を適正に取扱うための基本方針を策定 すること、 基本方針及び取扱規程等の作成 マイナンバーに関連する従業者の 組織としての取り組みを具 内部監査体 情

善日程等を作成することが重要となり 情報等の適正な取扱いの基本方針と、 であるかなどを早急に検討し特定個人 マイナンバー制度対応のための業務改 個人番号を取り扱う事務の範囲 現状の安全管理措置が十分 関連するリス

漏えいなどによる流出を防止す

特定個人情報等

最新補助金情報のお知らせ

等

TOKYO GAS

空調改修にも最適な 補助金です!

節電&省エネ・省コストシステムの導入を東京ガスグループがお手伝い致します。

中小事業所熱電エネルギーマネジメント支援事業(対象:病院【200床未満】・福祉施設)

●お問い合わせは

東京ガス株式会社 都市エネルギー事業部 公益営業部 東京都港区海岸1-5-20 TEL.03(5400)7735(ダイヤルイン) http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/index.html

私の医道

元東京都医師会会長

福井光壽

小学校の頃は何度

順番を入れ替えたことによる。

の時に学徒出陣となった。昭和18年

神宮外苑競技場で行進

予科を2年で終え、学部に入って2

ムの由来は、家が大吉寺といい手紙の 彼は本名を成田有恒という。ペンネー 授業をサボって卓を囲んだ仲である。

任所に「大吉寺内」と書いていたのを、

同級生で同じ寺の息子の直木賞を受賞

かった。

学した。麻雀を覚えたのもこの間で、

た作家の寺内大吉君とは、しばしば

ださった椎尾大僧正が学長 くなる際に十念を授けてく

第2回

を務める大正大学の予科に

○特定個人情報管理のための組織体制 の整備

明確にし、 を検討します。 等を取り扱うことがないような仕組み 法人は、組織的な安全管理措置とし 組織的安全管理措置とは、 担当者以外が特定個人情報 担当者を

討します 措置の見直しなどについての方針を検 の整備、取扱状況の把握及び安全管理 基づく運用、取扱状況を確認する手段 組織体制の整備や、 取扱規程等に

○人的安全管理措置

による盗難等を防止し、特定個人情報 従事者による不正な漏えいや内部者

> 等の適正な取扱いが継続して運用され 措置を検討します。

> > の防止、個人番号の削除、

機器及び電

子媒体等の廃棄などについての方針を

電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等

人的な安全管理措置として、

○技術的安全管理措置

機器及び電子媒体等の盗難等の防止、 個人情報等を取り扱う区域の管理や、 物理的な安全管理措置として、

特定

防止、

情報漏えい等の防止などの方針

と認証、外部からの不正アクセス等の

を検討します。

します ができないような物理的な措置を検討 以外が特定個人情報等を取り扱うこと 防ぐための取扱区域の管理等、 扱担当者の監督や教育などについての ○物理的安全管理措置 るように、従業者の監督や教育などの 方針を検討します。 特定個人情報等の漏えい・盗難等を 担当者 事務取

甲種幹部候補生を志願して、千葉県稲 として教育を受けた。 毛にあった高射学校第三中隊で11期生 防空兵として鶴瀬の陣地に配属 入隊する。成増の一一六連隊に入

浪親方の長男だった彼は無類の酒好き となる高木友之助君である。相撲の立 酒を取りに行っていた。当時、 御賜賞を受けた、のちに中央大学総長 ここで出会ったのが、ともに卒業時、 しばしば学校を抜け出して部屋へ 酒は入

彰された。

4年の時に身長も一気に伸

の時は無遅刻無欠勤 夫になり、3、4年 になるとすっかり丈 の芝中学校へ通う頃 か大病したが、地元

を通して皆勤賞で表

なっていた。

・ずれ寺を継ぐ身だからと、

母が亡

クラスの中位から上位7番目に

そのまま卒業ということになった。 30日に復員した。大学には復学せず、 の終戦を迎える。 復員して繁成寺の法灯を継ぎ、住職 生を迎えた直後、 候補生全員を帰し、 昭和20年8月15日

大正大入学、戦争を経て、慶大医学部受験へ として首を縦に振らない。困り果てた 弟の光威を家族総出で説得したが、 ちらかを医師に――はどうしても実現 となったが、母の遺言――男の子のど したかった。そこで、まだ12歳だった 私が挑戦することにした。と 早かった慶應義塾大学医学にかく試しに一番試験日の

いで亡くなり、不思議な縁を感じたも しそうに答えた。それから2カ月くら たところ、「もう飲めないんだ」と寂 の邂逅で、「今度一緒に飲もう」と誘っ 会会長だった頃に再会する。50年ぶり 手困難だっただけに、 高木君とはその後、 私が東京都医師 私も恩恵にあず で目をかけていただいていたのかと思 かって「失敗することを望んでいるよ」 す」と答えたところ、 学部受験を失敗したらお世話になりま は承諾できず心苦しかった。父が「医 と父にも懇願されたが、こればかり れ、ぜひ史学教室に戻ってきてほしい 教授だった藤本了泰先生が寺に来ら 「冗談めかして言ってくれた。そこま

候補生の教育担当になっていたが、 話を戻すと、私は学校に残り、 次期 13

とてもうれしかった。

東急田園都市線「桜新町」駅より 渋谷」駅へ直通

ステム的な措置を検討します。

法人は、

、技術的な安全管理措置とし

アクセス制御、

アクセス者の識別

導入など、担当者以外が特定個人情報

御や、ウィルス対策ソフトウェア等の

担当者を限定するためのアクセス制

等を取り扱うことができないようなシ

專有面積80㎡超中心: 72.14 $^{\circ}$ ~ 10.78㎡のプランバリエーション

世田谷区弦巻

敷地面積約2.000坪·総戸数174邸

- 資料をご請求いただいた方には-1.詳しい物件情報をお届けします 2.予約制モデルルー4 2.予約制モデルルーム案内会にご招待し

プラウド桜新町」予告物件概要●所在地/東京都世田谷区弦巻五丁目598番1・2、599番1・2(地番)●交通/東急田園都市線「桜新町」駅徒歩10分●総戸数。 ■「カノナマップ | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-30 | 1-ていただき、運営・管理業務は管理会社に委託(予定)●建築確認番号/第TBTC14000479号(平成27年4月9日付)●予定販売価格/未定●管理費等/未定●売主/野村 不動産株式会社/国土交通大臣(12)1370号、(一社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社東京都新宿区西新宿1-26-2新宿野村ビル●施工/株式 ーション●販売予定時期/平成27年11月上旬※上記の専有面積等は全戸に対してのものです。販売戸数等につきましては本広告で表示させて頂きます。

 1 請求 1 お問い合わせは「ブラウド桜新町」 120-039-174 営業時間/平 $^{111:00}$ ~ $^{18:00}$ $^{18:00}$

プラウド桜新町

検索



